2の表東日本大震災復興特別会計の項中

「

東日本大震災復興推進費	東日本大震災復興交付金
	北海道開発局長、東北地方整備局長、関東地方整備局長及び北陸地方整備局長に限る。

」を

「

東日本大震災復興推進費	東日本大震災復興交付金
	北海道開発局長、東北地方整備局長、関東地方整備局長及び北陸地方整備局長に限る。
東日本大震災災害復旧等事業費	住宅施設災害復旧事業費補助
	東北地方整備局長に限る。

」

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十五年度の予算に係る補助金等から適用する。

○環境省告示第四十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十四条第二項の規定に基づき、指定支援法人から名称の変更の届出があったので、同法第五十三条第二号の規定に基づき次のように公示する。

平成二十五年五月九日

環境大臣　石原　伸晃

一　変更前の指定支援法人の名称

財団法人　日本環境協会

二　変更後の指定支援法人の名称

公益財団法人日本環境協会

三　変更の年月日

平成二十五年四月一日

○関東地方整備局告示第二百六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称の変更等の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　9

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人神奈川県建築安全協会

三(1)　名称の変更

変更前	財団法人神奈川県建築安全協会
変更後	一般財団法人神奈川県建築安全協会

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	足利　啓一、塚野　博泰、新井　隆房、北本　時博
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	高瀬　博光、阿部　茂雄、押本　靖貴

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日

国会事項

衆議院

答弁書受領

五月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小池政就提出東京電力福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求権の消滅時効に係る立法措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青柳陽一郎提出てんかんに関する総合的な支援の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出憲法と超法規的措置等に関する質問に対する答弁書

参議院

議案提出

五月七日議員から次の議案が提出された。

環境委員長川口順子君解任決議案（松井孝治外十名発議）

要求書提出

五月七日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

環境委員長川口順子君解任決議案（松井孝治外十名発議）

質問主意書提出

五月七日議員から次の質問主意書が提出された。

核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）運用検討会議第二回準備委員会における共同声明への日本政府の不賛同に関する質問主意書（藤末健三提出）（第九〇号）

著作権等の権利処理及びクールジャパンの推進に関する質問主意書（藤末健三提出）（第九一号）

インターネットによる選挙運動解禁を受けた対応に関する質問主意書（藤末健三提出）（第九二号）

答弁書受領

五月七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員紙智子提出日本軍「慰安婦」問題の強制連行を示す文書に関する質問に対する答弁書（第八三号）

参議院議員福島みずほ提出一九四五年三月十日の東京大空襲に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書（第八四号）

参議院議員糸数慶子提出武器輸出三原則等に関する再質問に対する答弁書（第八五号）

参議院議員井上哲士外一名提出原子力艦による原子力災害への対策に関する質問に対する答弁書（第八六号）

参議院議員有田芳生提出北朝鮮に遺された日本人遺骨の収容と墓参に関する質問に対する答弁書（第八七号）

人事異動

内閣

国務大臣

谷垣　禎一

国家公安委員会委員長古屋圭司海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる

同　谷垣　禎一

内閣府特命担当大臣古屋圭司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災担当）事務代理を命ずる

同　田村　憲久

内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（以上五月二日）

○農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　新藤　義孝

復興大臣根本匠海外出張不在中復興大臣事務代理を命ずる

同　三好　雅子（森　まさこ）

内閣府特命担当大臣山本一太帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる（以上五月三日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はロシア国、サウジアラビア国、アラブ首長国連邦及びトルコ国へ出張のところ五月四日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く